

弁護士が遭遇する相談事例

1. 虐待事件



相談の急増

この10年間、児童相談所への相談件数は20倍（1990年約1,100件→2003年24,000件）にも急増し、親からの凄惨な虐待によって子どもが命を落とす事件が後を絶たない。虐待ほど急激に社会問題として認知され、児童虐待防止法制定ばかりでなく、各人の「親子」意識の有り様に鋭く刃を突きつけた分野はないと思う。

子どもの人権110番においても、虐待関係の相談が増加している。親からの虐待ばかりでなく、虐待する親から分離された子どもが入所する児童養護施設内において、長年職員による虐待が行なわれてきたことを告発するケースもあった。

しかし、実際に虐待事件に関わった経験を持つ弁護士は多くはないと思われる。そこで、弁護士が遭遇するであろういくつかの事例を挙げ、その対応について簡単に紹介することとする。

虐待の事例

◇例1◇

「虐待が疑われるが、どうしたらよいか？」 ～発見・通告～

親類・近隣住民から上記の相談が寄せられる。児童

福祉法第25条には要保護児童発見者の通告義務が明記されているので、児童相談所に通報することを勧めるのが原則である。しかし、近年、通告が増加したとはいえ、家庭内の虐待に関して他人が事実確認をする困難さやその後の関係悪化を考えると、児童相談所への通報を躊躇うことも少なくない。そこで、場合によっては、弁護士が詳しい事情を聴取して児童相談所に通報することも必要である。また、子どもの虐待防止センターのような民間団体への相談を介して児童相談所につなげる方法もある。重要なのは、虐待の疑いのあるケースを放置しないということである。

◇例2◇

「虐待する親から離れたい」 ～子どもへの援助～

親から虐待を受けている子ども本人から「家を出たい」「家を出て友人宅にいたが、親が連れ戻そうとする」という相談を受けることがある。このように意思表示ができる子どものほとんどはいわゆる高年齢児であるが、満18歳を超えていると児童相談所に持ち込むことができない（法4条）。また、18歳以下でも、虐待事件として児童相談所での手続を進めるのに馴染まない事案もある。相談を受けた弁護士にとっては大変悩ましい問題である。

まずは本人の話をよく聞き、できるだけ早い時期に面談をして、真意の理解及び正確な状況把握に努めるべきである。そして、子どもに寄り添って一緒に考えるよ、ということをは是非伝えてあげてほしい。

子どもからこのような訴えがあったとき、対応する大人たちは「子どものわがまま・反抗期にすぎないのでは？」との疑念を抱きがちである。しかし、実際に子どもに会うと、とても真摯に、長年、誰にも相談できずに親からの抑圧にひとり耐え続けてきた経過が語



2003.9.19 もがれた翼 Part10「ただいま。」の一場面
今年は9月18日に上演予定

られることが少なくない。「虐待」は、大人の側の意図ではなく、子どもの感じ方によって決まる…これを常に留意したいものである。

さて、緊急に行き場を探す必要がある場合、選択肢のひとつとして「カリヨン子どもの家」への入所が考えられるので、カリヨン子どもセンターの担当弁護士へ連絡をして子どもの家への入所を検討してもらう。こうして当面の生活の場を確保した上で、子どもの代理人として親との交渉に入る。進め方については、裁判外交渉あるいは親子関係調整調停によって関係調整をはかるものから、親権変更・親権喪失及びこれらの

保全処分、性虐待の場合の刑事告訴等深刻な対立関係に身を置かざるを得ないもので、多様な選択肢があるが、常に本人の意思を尊重してことを進めなければならない。

なお、子どもの代理人として活動する場合、法律扶助協会の緊急援助事件制度により弁護士費用が支払われるので、活用していただきたい。

◇例3◇

「児童相談所が子どもを返してくれない」 ～親からの相談～

虐待通告の増加に伴い、「子どもをとられた」という親からの相談も増える。子どもの人権110番でこのような相談を受けた場合には、子どもの人権救済が目的であることを明確にした上で、児童福祉法上の手続の流れを丁寧に説明することで、無用な混乱を防止する効果が期待できるであろう。

(子どもの人権と少年法に関する特別委員会
副委員長 野田 美穂子)

2. 学校問題



弁護士が学校に関する事件に出会う場合には様々なものがあるが、そのうちいくつかを取り上げてみたい。

体罰

学校問題を考えるに当たって冒頭に挙げなければならないのは、「体罰」だ。学校教育法は、「体罰を除く懲戒」は教育上の必要があれば認めているが、体罰は

絶対に禁止している。「体罰」は、身体に対する侵害に止まらず、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなどの肉体的苦痛を与える懲戒も体罰である。さらには、「言葉の暴力」も懲戒の範囲を逸脱して違法とされることもある。

体罰は、暴力による被害に止まらず、精神的苦痛から自殺や不登校をもたらし、あるいは、「いじめ」「校内暴力」に結びつくこともある。体罰は、子どもを人として尊重するという教育の基盤を失い、生徒と教師との信頼関係を破壊するからこそ絶対に禁止される。法律家として学校問題を扱う際に忘れてはならない視点である。

法的対応としては、教職員・教育委員会・市区町村に対する責任追及や改善要求、民事・刑事の責任追及などが考えられる。体罰予防のためには、教育委員会などが体罰根絶に向けたマニュアル作りを試みた事例なども参考になる。

いじめ

「体罰」と並んで、「いじめ」も大きな問題である。「いじめ」の定義は簡単ではないが、「集中的、継続的に苦痛を与える」「心理的なものとして『仲間はずれ』『無視』『悪口』等」「物理的なものとして『物を隠す』『物を壊す』等」「暴力的なものとして『殴る』『蹴る』等」といった定義がなされる。学校側からは、ときに、「いじめ」というほどのものはない、といった反論がなされるが、「いじめ」の有無は被害生徒の認識・受け止め方により決定されることを忘れてはならない。

弁護士が相談を受ける場合に注意しなければならない点は、被害生徒の悩みや苦しみを最後まで共感的に聞き取ることだ。「いじめられている子どもの訴えをまるごと受け入れ、認めること」（「日弁連子どもの権利マニュアル」より）を忘れないようにしたい。相談を受けた弁護士としては、学校に対する安全保持義務違反に基づく請求などの法的措置の検討もさることながら、コーディネーター的な立場で学校側に働きかけることも一考すべきだろう。学校側にいじめ解決の義務があることを分からせることで、事態が改善することもある。

一方、加害生徒にも人権がある。「いじめ」の原因について加害生徒からも共感的に話を聞きながら、援助の方法を探りたい。

被害生徒に対する助言の切り札は、学校へ行くことが困難であれば行かなくてもいいんだよ、と伝えてあげることだ。学校での「いじめ」は、学校側の安全保持義務違反であり、登校しない児童生徒の側には落ち度はないという当たり前のことを子どもや親に気付かせることも弁護士の重要な役割だろう。

不登校

「体罰」「いじめ」や教師との関係がうまくいかないことなどから不登校となることがある。

ここでも基本となる視点は子どもの学習権だ。義務教育制度は子どもの学習権を充足するための制度として存在しているが、子どもに登校義務があるわけでは

ない。学校教育に参加しながら子どもの学習権を確保することが望ましいとしても、その他の適応指導教室やフリースクールに通うことなどを通して学習権を確保することも何ら問題ないし、校長も出席扱いとすることが認められてきた。

しかし、文部科学省は、近時、不登校児に対する登校督促を強める方向に動きつつある。また、不登校児について、他の児童生徒と同じ日に卒業させず、卒業式後の補習を経て卒業認定したというケースもあるようだ。

弁護士としては不登校の原因を本人や保護者からよく聞き取るとともに、不登校を理由とした不利益な措置を学校側に取らせないための交渉活動をするようになる。

退学・卒業

不登校を理由に卒業認定が遅らされる場合について触れたが、卒業や退学を巡る問題も、弁護士のところによく相談がある。とくに問題なのは、高校からの自主退学勧告や退学処分だ。

裁判例では、「当該生徒に改善の見込みがなく、これを学外に排除することが社会通念からいって教育上やむを得ないと認められる場合」に該当するか否かを諸要素に基づいて判断するとしており、当該行為に対する学校側の教育的配慮の有無も判断要素とされている。しかし、現実には、生徒に対する指導によって改善しようとする試みをしないで退学処分にするケースが少なくない。弁護士としては、相談を受けたら緊急性があるとしてただちに学校との交渉に着手すべきだ。

* * *

以上のように、学校に関わる法律問題は多種多様であり、弁護士による助力が求められる場面も少なくない。学校問題についての経験を積むには、子どもの人権110番の相談担当者になることが最も近道といえる。ぜひ多くの方々に相談担当者となっただき、研修への参加等を通じて研鑽を積んでいただきたい。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会
副委員長 澤田 稔）